

ABLガイドライン策定の背景

貸し手サイド

◆ABLの取り組みはまだ黎明期にあり、金融機関における業務フロー（評価、処分、管理）に係る実務、慣行が定まっていない。

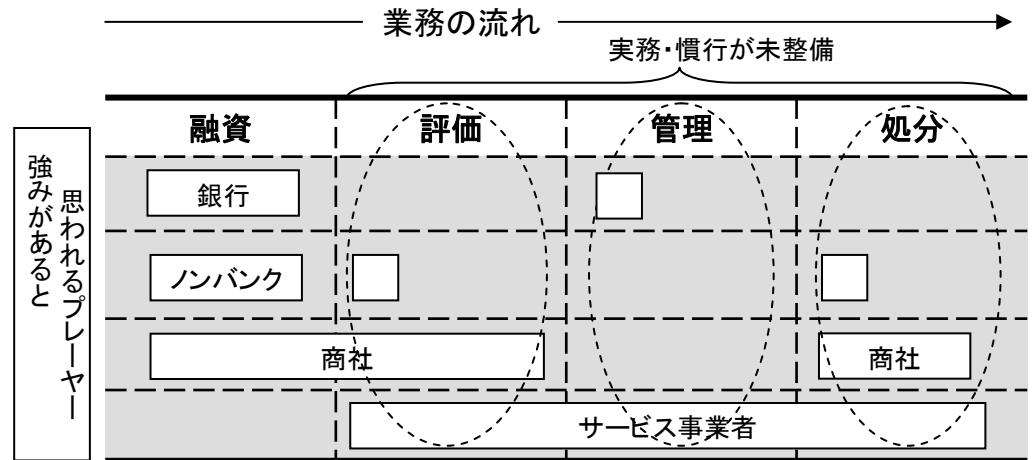
1. 評価＝客観性、合理性、倫理性が担保されている評価手法の存在が重要。
2. 処分＝安心かつ公正な処分市場・処分事業者の存在が重要。
3. 管理＝効率的、安価、有効な管理手法の存在が重要。

◆これらの業務を専門的に実施する事業者等との連携が有用であるが、共通認識が醸成されていない。

貸し手サイドの主なプレイヤー

- ◆貸し手：金融機関（銀行、ノンバンク等）
- ◆サービス事業者：
 - ・評価会社（アプレイザー）
 - ・処分会社（リクイデーター）
 - ・管理会社（モニタリング）

ABLの業務フローから見た課題



借り手サイド

◆借り手には、動産を担保提供することに対する抵抗感が強く、風評なども存在。ABLを一般的な金融手法として普及・浸透させ、借り手の抵抗感を払拭することが必要。（商慣習の改善）

貸し手サイドの事業者がバラバラにABL実務を進め、借り手もABLに対する理解が不足。

まずは一定の共通した理解と連携のためのプラットフォーム（ガイドライン）が必要。

ABLガイドラインについて

ガイドラインの位置付け・狙い

1. 位置付け

ABLに携わる事業者が、公正な取引を推進し、
ABLを透明性の高い市場として発展させていくための

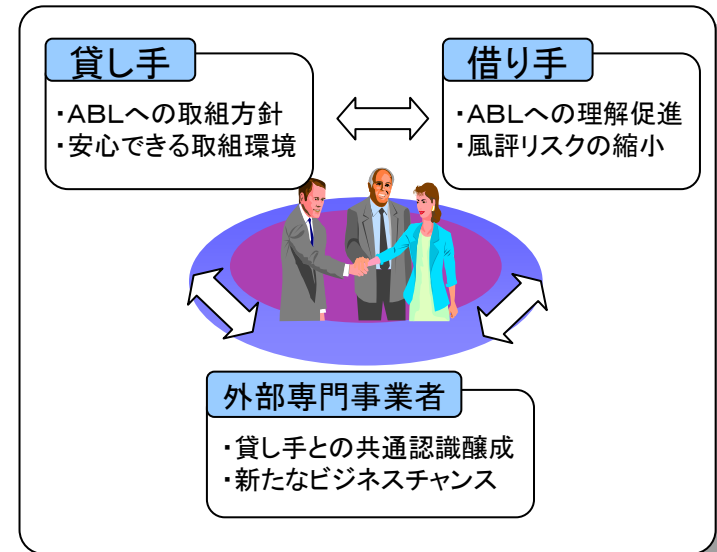
「共通認識に立てるインフラ」としての実務指針
=「ABLガイドライン」

2. 狙い

- ①担保設定や換価市場における法令遵守や公正で秩序ある活動の推進。
- ②新たな金融慣行の確立により借り手・貸し手・外部専門事業者が協力・連携できる素地の醸成。

3. 活用方法

ABLに携わる各事業者の自主的な取組みにおいて活用。



策定プロセス・スケジュール

平成19年8月～平成20年2月

- ・ガイドライン策定等にかかる委員会、分科会を設置(計12回開催)。
- ・金融機関、リース会社、商社、外部専門事業者、弁護士、司法書士、会計士、大学教授等約40名により構成。

平成20年3月 パブリックコメント募集開始

平成20年4月 パブリックコメント募集締切

平成20年5月 とりまとめ、公表

ABLガイドラインの概要

I はじめに(位置付け)

ABLに携わる事業者が「共通認識に立てるインフラ」として活用し得る実務指針

II ABL実施上の留意点

ABLは、我が国においてはまだ多くの貸し手が一般的に用いている手法とは言えず、従って、確立されたレンディング・プラクティスがない。このため、ABLを利用しようとする借り手にとっても知識の乏しい分野。これを踏まえ、以下を規定。

1. 借り手に対して融資条件や契約の内容等を十分に事前説明すること。
2. 過剰な担保取得とならないようにすること。
3. 借り手が負担する融資に関連した手数料等につき、法令上の制限等に留意すること。

III 担保物件の評価に関する留意点

ABLは、借り手の在庫、売掛金、設備等の資産を担保にすることから、その評価(価値の把握)が重要となるが、貸し手の知識・経験等では評価ができないものが多くあり、その場合には外部の専門事業者を利用。

これを踏まえ、以下を規定。

1. 貸し手は、担保物件に関して適切な評価を行うこと。
2. 評価事業者(又は評価者)は、評価の独立性を維持し、評価報酬をコストに基づき合理的に見積もり、対象案件と利害関係を有している場合はその旨を事前に明示し、評価の根拠を明示し、事後の説明責任を果たすため評価に使用した情報を一定期間保存すること。
3. 貸し手及び評価事業者(又は評価者)は、評価に使用した情報の機密を保持すること。

ABLガイドラインの概要

IV 担保物件のモニタリングに関する留意点

ABLは、貸し手の債権管理・保全を図るため、モニタリング(管理)が重要な位置を占めるが、これは借り手の協力が不可欠な業務。

これを踏まえ、以下を規定。

1. 貸し手は、担保物件に関して適切なモニタリングを行うこと、コベナント契約を締結する場合は借り手にとって過度な義務を課すものにならないよう留意すること。
2. 貸し手及びモニタリング業務の委託を受けた外部専門事業者は、借り手の情報の機密を保持すること、借り手の信用悪化時やコベナント抵触時等の対応に関して、法令等を遵守すること。

V 担保物件の換価・処分に関する留意点

ABLは、担保物件の所有権は原則として貸し手にあるので、デフォルト時には自らが換価・処分を行うこととなるが、現状、ABL専門の安心かつ公正な処分市場は存在しておらず、換価・処分に当たっては専門の事業者(処分事業者)の存在が重要。

これを踏まえ、以下を規定。

1. 担保物件の処分実施の判断に際しては、合理的に判断し、また法令等を遵守すること。
2. 換価処分の実施に際しては、貸し手及び処分事業者は、可能な限り条件の良い換価処分を行うこと。
3. 処分事業者は、処分内容を貸し手に対して十分に説明すること、換価処分において公正な取引を行うこと、処分の独立性を確保すること、処分に関する情報の機密を保持すること。
4. 貸し手及び処分事業者は、処分物件の販売等に係る法令等を遵守すること。
5. 貸し手は、換価処分の結果の余剰(清算金)を返還すること。